# 給水工事申請等の変更について

笠岡市水道課

現在の給水工事について,申請及び検査等の取扱について一部不備な点があるためこれを改善する目的で,平成19年度より下記のとおり取扱う。

記

### 1.給水工事申請

現在申請時に納付していた負担金等は,工事許可後納付書を発行し納付する。工事許可については,週の初めに申請されたものはその週中とするが約3日程度とする。許可後水道課より電話連絡する。

(納付場所・水道課窓口及び市内金融機関または,振込み)

## 納付期限・・・許可日より約2週間

申請日の指定(水・木)は解除する。

給水装置工事申請書作成について記載内容に不備があるため別紙記載例を添付しているので記入漏れ等がないように申請すること。

申請書裏面位置図のみ記入(貼付) し平面図等を別紙添付書類としている事例があるが,別添書式により統一する。(必ず記入すること)

# 2 . 工事予納金

未竣工工事改善のため試行していたが、工事用メータの取扱により試行を取りやめる。

## 3. 工事用メータの新設

工事予納金の試行取りやめに伴い新築工事の仮設メータとして設置するもので, 設置期間は約6ヶ月程度とし,必要に応じて延長することができるものとする。

工事用のメータは,増設工事完了検査時に本メータと取替えるものとし使用者からの開始届を徴収するものとする。(アパート等は除く)

工事用のメータ口径は,特別な場合を除き 13~20mmとする。

工事用水に係る料金は,メータ口径に関係なく使用量に対して工事用水料金(1 m3 当り 2 5 0 円消費税別)とする。また,料金請求については建築会社及び水道工事店宛に撤去時検針し一括請求とする。

アパート等について現在本メータを増設完了検査時に取付していたが,今後本メータの取付は,入居者の開始届によって行う。

4. 給水工事用仮設メータの取扱について。

#### 新設工事

(新築工事) 仮設工事完了・・・仮設メータ設置

増設工事完了・・・仮設メータ撤去・本メータ設置

(工事用水不要) 工事完了・・・・本メータ設置

本メータ設置時に仮設メータ廃止届及び本メータ給水開始届を徴収する。

(新築工事)アパート・建売住宅等

共用散水栓 仮設工事完了・・・仮設メータ設置

増設工事完了・・・仮設メータ撤去・本メータ設置

本メータ設置時に仮設メータ廃止届及び本メータ給水開始届を徴収する。

住居区 増設工事完了・・・検査のみ

入居者から給水開始届を提出しメータ取付け依頼をする。(水道課窓口)

増設工事(口径変更)を含む

(解体等建替え工事)新築工事と同様

仮設工事完了・・・仮設メータ設置

増設工事完了・・・仮設メータ撤去・本メータ設置

本メータ設置時に仮設メータ廃止届及び本メータ給水開始届を徴収する。

5. 受託舗装復旧費

平成19年度より舗装復旧については申請者負担とする。

6.完了検査

現行どおり毎週火曜日及び金曜日とする。

工事用仮設メータ取付け時の現地検査は行わない。

(工事完了届により水道課で仮設メータを支給する。)

7.実施日

平成19年4月2日より

平成18年度申請分は,工事完成まで従来どおりとする。